

(様式第1号)

第70回 建築審査会 会議録

日 時	平成30年10月5日(金) 10:00～
場 所	芦屋市役所北館教育委員会室
出 席 者	会 長 辻井 一成 委 員 麻木 邦子 藤本 幹也 吉田 良 欠席委員 神農 悠聖 工藤 和美 仲西 博子 事 務 局 島津 久夫 五島 慶太 中村 聡太
事 務 局	都市建設部 建築指導課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1) 議事

- ア 第1号議案 第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度に適合しない建築物の敷地内に増築をする件(山手町)
- イ 第2号議案 第一種低層住居専用地域内における日影による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物の敷地内に増築をする件(山手町)

(2) 報告

- ア 兵庫県内建築審査会長会議
平成30年8月29日に芦屋市で開催
- イ 建築基準法の一部改正について

(3) その他

- ア 次回の建築審査会について

2 提出資料

- 第70回芦屋市建築審査会資料 一式

3 審議経過

開会

(1) 議事

会議成立の報告

委員7名中4名が出席し、過半数を満たすため会議は成立。

会議公開についての諮問及び傍聴人についての報告

出席委員より異議は無く、会議及び議事録を公開することとした。

傍聴希望者はいない旨事務局より報告を行った。

第1号議案

議題：第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度に適合しない建築物の敷地内に増築をする件(山手町)

第2号議案

議題：第一種低層住居専用地域内における日影による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物の敷地内に増築をする件（山手町）

上記の議題について事務局から審査会資料（付近見取図、配置図、平面図等）を用いて計画の概略の説明を行った。

〔主な質疑内容〕

○麻木委員：航空写真で示されているグラウンドにある白い箱は何か。

中 村：グラウンドの地下に体育館が埋設されておりまして、それを示しているものです。

五島係長：平成25年に北側にあった既存体育館を移転し、地下としたものです。

○辻井会長：この体育館を建てた際も同様の許可を取ったのか。

島津主幹：その通りです。

五島係長：北側にあった既存体育館は不適格な影を北側隣地に落としておりましたが、建替えに伴い解消されております。

○吉田委員：周辺の土地利用について、北側隣地の霊園と西側隣地の公園は将来的にも変わらないと考えてよいか。

五島係長：はい。

吉田委員：北側にある高校の跡地についてはどうか。

島津主幹：市で公募し、選定した業者が現在開発行為をおこなっております。

吉田委員：この高校跡地には不適合となる日影を落としているか。

中 村：アーチェリーの的を収めている建物から高校跡地に不適合となる影を落としています。（図面を用いて説明）

五島係長：今回の増築に関しては高校跡地への影響はありません。

吉田委員：従来からの不適格日影は増減していないという解釈で良いか。

五島係長：日影を検討するうえでの平均地盤面が今回の増築に伴い下がるため、少しではありますが、影響を受けます。ただし、実質の日影は増えません。

○藤本委員：今回庇を増築することで敷地内のどこからどこまで雨除けの庇でつながるのか。

五島係長：校舎棟と呼ばれるところから甲友会館、講堂までがつながることになります。

藤本委員：甲友会館は主にどのような用途の建物か。

中 村：食堂や部室が入っており主に学生のレクリエーションのための施設となっております。

○辻井会長：それでは採決を行います。第1号議案、第2号議案分けて行います。まずは、第1号議案について、許可するにあたり異議等ありますか。

各 委 員：異議なし。

辻井会長：第2号議案については如何でしょう。

各 委 員：異議なし。

辻井会長：それでは第1号議案、第2号議案ともに建築審査会として同意いたします。

〔結論〕

第1号議案、第2号議案とも全会一致で同意した。

日影の許可については今後包括同意基準を検討することとなった。

(2) 報告

ア 兵庫県内建築審査会長会議

上記について事務局から第48回兵庫県内建築審査会長会議を芦屋市において行った旨、報告した。

イ 建築基準法の一部改正について

上記について事務局から法改正の概要を説明した。

(3) その他

ア 次回の建築審査会について

現在案件はないため、案件に応じて日程調整を行うこととした。

閉会